

(参考) 災害の被害認定基準について

災害の被害認定基準 (R3. 6. 24付府政防第670号内閣府政策統括官(防災担当)通知)

区分	被害の程度
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家の全部が倒壊、流失、埋没若しくは焼失をしたもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、流失、埋没若しくは焼失をした部分の床面積(以下「損壊部分」といいます。)がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである
大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分といいます。)の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものである
中規模半壊	半壊であって、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものである
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものである
準半壊	住家の半壊に準ずる程度の破損で、補修を必要とする程度のものである(ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。)のうち、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものである

災害報告取扱要領 (S45. 4. 10付消防防第246号消防庁長官通知)

床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの
------	---